



## 改正要領に基づく違反大型車の指導・取締りの実施について

### 記者発表資料

特殊車両は道路の舗装や橋梁等、道路構造物を傷めることのみならず、死亡事故や長時間の通行止めを引き起こす重大事故に繋がりがねません。

国土交通省は、特殊車両の通行に対する指導・取締りの徹底を図るため、指導取締要領を改正しました。主な改正内容は以下のとおりです。

- ・ 繰り返し違法に通行させた者等を国道事務所に呼出して対面で是正指導書を手交し、再び違反行為がなされぬよう是正措置を行う
- ・ 是正指導を繰り返し受けたにもかかわらず、是正に応じない場合は、名称及び是正指導内容等を公表する
- ・ 重大な交通事故や常習的に違反をした場合等は、聴聞を行った上で、許可取り消し、名称及び取消し内容等を公表する

これを受け、指導・取締りを実施します。

尚、今回の取締りは那覇県税事務所（軽油引取税に係る抜取検査）と合同で取締りを行います。

日 時 : 平成26年10月22日(水) 10:00~12:00 (雨天延期)

場 所 : 国道58号 嘉手納町野国(南部国道事務所車両計測所)

内 容 : 取締対象車両を誘導し、運転者に対して許可証の提示を求め、違反者に対して措置等を講ずる

### 問い合わせ先

内閣府 沖縄総合事務局 南部国道事務所  
電話 098-861-2336 (代表)

てるや さとる

副 所 長 照屋 悟 (内線204)

ちな ふじお

管理第一課長 知名 富士雄 (内線431)

南国ホームページ : <http://www.dc.ogb.go.jp/nankoku/>





